

令和5年（ネ）第82号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 株式会社王王軒

被控訴人 徳島県

控訴理由書（補充）

令和5年5月11日

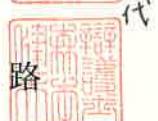
高松高等裁判所第4部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 辰巳 裕



同 富本 和



同 森本 健



第1 控訴理由書補足－「比較考量の法理」より

1 大阪地判平成14年3月15日（判タ1104号86頁）等

（1）O-157集団食中毒公表事件に関する大阪地判平成14年3月15日は、

「公表が原告の名誉・信用を毀損する違法なものかどうかを判断するに当たっては、公表の目的の正当性をまず吟味すべきであるし、次に、公表内容の性質、その真実性、公表方法・態様、公表の必要性と緊急性等を踏まえて、本件各報告を公表することが真に必要であったかを検討しなければならない。その際、公表することによる利益と公表することによる不利益を比較衡量し、その公表が正当な目的のための相当な手段といえるかどうか

かを判断すべきである。この比較衡量の結果、公表行為に正当な目的があり、かつ相当な方法・態様において行われたと認められる場合には、それにより原告の社会的評価が低下することがあったとしても、違法な名誉・信用毀損行為にはならないというべきであり、逆に、公表行為が違法又は不当な目的のもとに行われたか、あるいはその方法・態様が目的達成のための手段としての相当性を欠く場合には、違法な名誉・信用毀損行為として国賠法1条1項に基づく被告の賠償責任が発生すると解すべきである。なお、本件においては、そもそも行政文書の開示が求められた事案ではないし、行政機関情報公開法が制定される前の事例であるから、同法の定めるような事前の手続保障は適用され得ない。しかし、自分にとって不利益な情報を行政機関によって一方的に開示されるという点では利益状況は全く同じであるから、方法・態様の相当性を検討する際には、手續保障の精神も尊重されなければならないというべきである。」と判示している。

この基準は「比較考量の法理」と呼ばれる（前田陽一「判例評釈 ① 民事責任 二つの〇－157判決－食中毒の原因を公表した行政の国家賠償責任（①東京地判平13・5・30判時一七六二号六頁、②大阪地判平14・3・15判タ一一〇四号八六頁、判時一七八三号九七頁）」判タ1107号69頁）。比較考量の法理については、天本哲史「行政による制裁的公表の法理論」日本評論社147頁以下に詳しく論じられている。

(2) 原判決は「感染症法16条1項の趣旨に沿った情報の公表であったとしても、その公表によって、関係者の法的利益を侵害するおそれがあることは否定できないのであって、その公表の目的、公表の必要性、公表の方法等の諸事情に照らし、その公表が社会通念上相当性を欠くと評価される場合には、国家賠償法上違法になることもあり得るというべきである」とし(17頁以下)、比較考量の法理を参照しているとも思われるが、「公表する

ことによる利益」と「公表することによる不利益」を比較考量はせず、
「社会通念上相当性を欠く」場合に違法となるという曖昧な基準となって
いる点等で問題がある。

2 目的について（補足）

原判決は本件店名公表の目的は「本件感染者の立ち寄り先を広く県民に情報提供することによって、その当時本件飲食店内に居合わせた不特定多数の客…に対し、感染可能性の注意喚起をし、これらの客から更なる感染の拡大を防止することにあった」とする（18頁以下）。本件店名公表の目的は一次的にはあくまで「その当時本件飲食店内に居合わせた不特定多数の客…に対し、感染可能性の注意喚起」をすることにあることに留意すべきである。この目的との関係で本件店名公表（知事による記者会見と記者会見の動画及び会見内容のテキストの県の公式インターネット上での公開）の必要性・緊急性・相当性を検討する必要がある。

3 緊急性について（補足）

原判決は、本件店名公表時には、本件感染者の友人らの陰性は判明していないことを公表の緊急性を認める理由として掲げる（19頁）。しかしながら、緊急性を言うのであれば、まずはとにかくにも本件感染者と行動を共にしていた友人らのPCR検査を緊急に行うべきであろう。その友人らから更に感染が拡大する危険を封じ込めることこそ現実的な対策であったはずである。そして、その検査結果が確認されてから本件店名公表の必要性を検討すべきであったのであり、本件店名公表はもっとも感染が懸念される友人らの陽性の判明を待たずに拙速に行ったという点で公表の時

期についての「時の裁量」の逸脱がある（宇賀克也「行政法概説Ⅰ」【第7版】354頁以下参照）。

4 公表方法の相当性について（補足）

(1) 原判決は「当時の徳島県においては、新型コロナウイルス感染症の感染者がそれまでほとんど確認されておらず…、未知のウイルスである新型コロナウイルス感染症に対する警戒感が非常に強く、本件店名公表が、県民の過剰な反応を惹起し、本件店舗の関係者に甚大な風評被害といった不利益を及ぼすおそれがあったことは否定できず、そうであれば、感染拡大防止のために必要な店名公表であったとしても、その公表に際しては、慎重な配慮が求められ」としている（20頁）ところ、この慎重な配慮が求められるという点については正当であるが、慎重な配慮の要素となるべき控訴人の不利益についての事情を何ら考慮せず、「本件店名公表の趣旨を誤認されることのないよう、正確な情報を客観的かつ中立的に公表すべきであったといえる」とした点に問題があることは控訴理由書記載のとおりである。

(2) 補足するに、本件店名公表の目的はあくまで、「その当時本件飲食店内に居合わせた不特定多数の客…に対し、感染可能性の注意喚起」である。情報の受け手が、誰に対する注意喚起なのかが判断できる過不足のない情報が必要である。しかし、地元大手マスコミである徳島新聞でさえも、「…大学生が26日に食事した藍住町の飲食店は「王王軒本店」と明らかにした」としか報じておらず（甲6）、本件店名公表の趣旨・目的が誤認されないような公表方法となっていたいなかったことは明白である。この徳島新聞の記事（甲6）を見ても、誰に何を求めているのか、どの時間帯に本件店舗にいた客に呼びかけているのかは全く分からない。記者会見の場

に臨むことはできるのは、記者クラブ所属の報道機関のみであり、一般の県民等は、マスコミを通じて知るか、インターネットで県の公式ホームページから、記者会見の動画を見るか、フルテキストを読むしかないが、これらを記者会見の冒頭から末尾まで、他の無関係な話題も長々と続く中で根気よく質疑応答まで含めて動画を見、テキストを読むことなど考えにくく、「王王軒でコロナが出た」という情報だけがインターネットなどで拡散していくことになるのである。結果として「正確な情報」が「客観的かつ中立的に」提供されていないのである。

さらに本件店舗の従業員らの陰性情報や本件感染者の友人らからは陽性者が確認されていないこと、26日17時半から20分間前後の来店客だけに対する注意喚起にすぎないこと、本件店舗からクラスターが発生していないこと、本件店舗は引き続き飲食が可能であることなどの情報の受け手にとって行動判断の根拠ないし指針となるような情報があわせて提供されていない。これでは、一部の情報だけが取り上げられたにすぎず、到底「客観的」「中立的」な情報提供とはいえない。

(3) なお、原判決は、「客観的かつ中立的な情報を提供することに加えて、原告らに生じ得る何らかの風評被害を防ぐための具体的な措置を行うことが求められていたとまではいえない」とするが(20頁)、公表により被る不利益の軽減は比較考量の際には当然考慮要素となるのであり、これが欠けるのであれば、公表方法は不相当と言わざるを得ない。

本件感染者の友人らの陰性が本件店名公表時には判明していなかったとしても、その後に陰性が確認されたのであるし、結局、本件店舗に関連する陽性者は誰も確認されていないのであるから、その時点で追加情報として、その旨を公表することこそが「正確な情報」を「客観的」「中立的」に伝えることである。本件店名公表後に、本件店舗に関する感染状況につ

いての追加の最新情報を提供し続けることが、県民の知る権利のためにも、控訴人の不利益の軽減のためにも被控訴人には求められていたが、被控訴人はこれも行っていない。

むしろ、現在まで、漫然とインターネット上に本件店名公表の動画とフルテキストが掲載され続けている。インターネットがもたらす情報拡散の危険性について全く配慮が欠けているのである（名古屋地判平成15年9月12日判時1840号71頁参照）。

(4) 前掲大阪地判は手続保障についても言及する。控訴人には、店名公表がなされる可能性については電話連絡がなされてはいるが、正式な弁明の機会は事前にも事後的にも与えられていない。手續保障を欠いている点でも公表方法の相当性に問題がある。

以上